

通算法人の所得基準額の計算に関する明細書

通算法人の所得基準額の計算に関する明細書				事 年	業 度	・ ・	法人名			
欠 損 控 除 前 所 得 金 額 の 計 算	通 算 前 所 得 金 額 ((別表四「26の①」+「32の①」)+ 別表四付表「9の①」)	1	円	特 定 事 業 等 欠 損 控 除 前 所 得 金 額 又 は 特 例 事 業 者 欠 損 控 除 前 所 得 金 額 の 計 算	特例対象内国法人に該当する場合の 通算前所得金額 (1)			10	円	
	他の通算法人の通算前所得金額の 合計額 (別表十八(三)「9の計」)-(1)	2			他の特例対象内国法人の通算前所得 金額の合計額 (別表十八(三)「13の計」)-(10)			11		
	通 算 前 欠 損 金 額 (((別表四「26の①」+「32の①」)+別表 四付表「9の①」)が0を下回る場合のそ の下回る額)	3			特例対象内国法人に該当する場合の 通算前欠損金額 (3)			12		
	他の通算法人の通算前欠損金額の 合計額 (別表十八(三)「10の計」)	4			他の特例対象内国法人の通算前欠損 金額の合計額 (別表十八(三)「14の計」)			13		
	欠 損 控 除 前 所 得 金 額 $(1) - (4) \times \frac{(1)}{(1) + (2)}$	5			第 第 1 2 項 号 第 適 1 用 号 の 又 場 は 合	(6) + (7) + (11)			14	
特 例 事 業 者 等 欠 損 控 除 前 所 得 金 額 の 計 算 特	軽 減 対 象 所 得 金 額	6		第 2 項 適 用 の 場 合	特定事業等欠損控除前所得金額 $(6) - ((9) + (13)) \times \frac{(6)}{(14)}$			15		
	他の対象通算法人の他の軽減対象 所得金額の合計額 (別表十八(三)「11の計」)-(6)	7			(7) + (10) + (11)			16		
	特 定 事 業 等 欠 損 金 額	8			特例事業者欠損控除前所得金額 $(10) - ((9) + (13)) \times \frac{(10)}{(16)}$			17		
	他の対象通算法人の特定事業等欠 損金額の合計額 (別表十八(三)「12の計」)	9			所 得 基 準 額 ((5)と((15)又は(17))のうち少ない金額)			18		

別表十(一)付表 令六・四・一以後終了事業年度分